第27回仙台市動物愛護協議会 議事録

開催日時	平成 31 年 1 月 29 日(火)14:01~15:56
開催場所	青葉区役所 9 階 第 1 ・ 第 2 会議室
委 員	佐藤衆介(会長) 小野裕之(副会長) 木村孝 齊藤千映美 細井戸大成
(順不同・	山口千津子
敬称略)	(欠席=後藤美佐 堀江俊男)
事務局	健康福祉局保健衛生部長 同動物管理センター所長 同動物管理センター管理係長
	同動物管理センター管理係主任 同保健管理課長 同保健管理課保健総務係長
	同保健管理課保健総務係技師
次 第	1. 開会
	2. 会長挨拶
	3. 議題
	(1) 平成30年度仙台市動物愛護アクションプラン実施結果について
	(2)平成 31 年度仙台市動物愛護アクションプラン(案)について
	(3) その他
	4. 閉会

発言者等	
〈開会〉	ただいまより第27回仙台市動物愛護協議会を開会いたします。
進行	まず初めに、資料の訂正をお願いいたします。
	2枚目の表面、委員名簿にございます細井戸大成委員の所属団体名が公益社団法人
	日本動物病院福祉協会となっておりますが、正しくは公益社団法人日本動物病院協会
	となります。ご訂正のほど、よろしくお願いいたします。
	続きまして、本日お配りしております資料の確認をお願いいたします。本日の配付
	資料の一覧は、お手元の次第の裏面の記載のとおりでございます。なお、参考資料に
	ございます、その他関係事業チラシとしましては、「しっぽゆらゆら写真展」の広報
	チラシ、「猫は室内で飼育しましょう!」及び「飼い主のいない猫にエサを与えてい
	る方へ」の啓発チラシ、「仙台市ふるさと応援寄付 動物愛護の推進」の広報チラシ、
	今年度開催しました「動物慰霊祭次第」となります。お手元の資料に不足等がござい
	ましたら、お申し出下さい。よろしいでしょうか。
	それでは、開会に当たりまして、仙台市動物愛護協議会の佐藤会長よりご挨拶申し
	上げます。
佐藤会長	佐藤です。
	委員の皆様、本日は年度末のお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうござ
	います。
	例年どおり、本年度のアクションプランの実行状況の確認、そして来年度のアクシ
	ョンプランの計画ということをご審議願います。
	昨年の暮れ、先月ですね、動物愛護管理法の改正骨子案というのが超党派の議員連
	盟で承認され、そして今国会に提案されるようです。その中身を見ると、動物愛護行
	政の拡充と動物愛護管理センターの役割の拡充というものが盛り込まれています。ま

	すますこの動物愛護行政の重要度が増してきますので、活発なご議論をよろしくお願
	いいたします。
進行	ありがとうございました。本日、後藤委員及び堀江委員におかれましては、ご都合
	によりご欠席となっております。
	それでは、議事に入らせていただく前に、皆様にお知らせ申し上げます。このたび、
	柴内裕子委員の辞職に伴い、新たに当協議会の委員にご就任いただきました新委員の
	方がいらっしゃいますので、ご紹介申し上げます。細井戸大成委員でございます。
細井戸委員	皆さん、よろしくお願いいたします。日本動物病院協会の相談役 細井戸です。柴内
	の後任として、積極的に議論に加わりたいと思います。
進行	ありがとうございました。
	次に、事務局よりお願いがございます。本日の協議会は公開で行われ、議事録を作
	成いたしますので、ご発言の際はお手元のマイクをお使いいただくようお願い申し上
	げます。
	それでは、議事に入ります。これからの議事進行につきましては、協議会設置要綱
	第6条の規定に基づきまして、会長にお願いすることとなります。佐藤会長、よろし
	くお願いいたします。
佐藤会長	それでは、次第にのっとりまして、この順番で進めていきたいと思います。
	初めに、事務局より平成30年度仙台市動物愛護アクションプラン実施結果について、
	これと平成31年度仙台市動物愛護アクションプラン(案)について、ご説明いただき
	たいと思います。
動物管理	事務局の動物管理センターの小野寺と申します。今日はよろしくお願いいたします。
センター	それでは、座らせていただいて、ご説明いたします。
所長	平成 30 年度仙台市動物愛護アクションプランの実施状況と来年度のアクションプラ
	ンの計画について、お手元の資料1及び2に沿って項目ごとにご説明したいと思いま
	す。なお、資料1における斜体で示されている箇所は、今後、年度内に実施する予定
	の事業となります。また、図表や取り組み状況報告における平成30年度の数値は、平
	成30年度12月末時点における集計結果となっております。平成29年度以前の数値に
	つきましては、各年度の集計結果となっておりますので、ご承知おきお願いいたしま
	す。
	最初に、資料1の1ページ、重点事業1の「飼い主のいない猫対策事業」でござい
	ます。仙台市は、仙台市獣医師会が進める「飼い主のいない猫の社会復帰事業」であ
	る不妊去勢手術の助成事業の事業費の一部として、補助金交付を行っております。今
	年度より補助金の引き上げを行いまして、1頭当たりの助成金額は昨年度の 1.5 倍と
	 なる雄猫 4,500 円、雌猫 9,000 円に増額されております。実績頭数についてですが、
	 平成 29 年度 12 月末における実績頭数は 249 頭でしたので、今年度実績の 427 頭は単
	価増額の効果が顕著にあらわれた結果と考えております。この事業については、後ほ
	ど小野委員よりご報告いただきたいと思います。この事業の効果として考えておりま
	すのは、センターへの猫の収容頭数、苦情の減少でございます。
	3ページ目をご覧下さい。猫の収容頭数は今年度 600 頭となっておりまして、平成
	29 年度 12 月末の実績頭数は 658 頭でしたので、約 10%程度減少しております。その右
	の猫の苦情・相談件数をご覧下さい。今年度の苦情件数は305件となっており、平成
I	- va - bill 186011360 - 501 C + 0 1 1 1/2 × bill 130100 000 11 C 16 × 0 1/4

29 年度 12 月末においては 277 件でしたので、約 10%程度の増加となっております。 収容頭数は減少する一方で、苦情件数は増加していることから、助成事業の効果については明確な判断が難しいと考えております。苦情については、猫の問題のみならず、ご近所づき合いの悪化や近隣トラブル、飼い主の経済的な問題等々、複雑に絡み合っていることもあり、適正飼養においての指導を経て解決に結びつくほど問題は単純でないのが現状でございます。苦情件数の増加について改善が困難な状況が依然続いております。

2ページ目に戻っていただきまして、平成28年度に策定しました「『飼い猫』や『飼い主のいない猫』の適正飼育ガイドライン」の普及啓発につきましては、ホームページへの掲載、地域猫に関するセミナーや町内会への出前講座、区民祭り等においてチラシ配布等を実施しております。そのほか、個人や施設を所管する事業者に対しても普及啓発のために活用しているところでございます。

また、3に記載のあるとおり、地域猫活動を進めるボランティアを後押しするために、「飼い主のいない猫対策セミナー」を2回開催いたしました。8月は、講師に日本獣医生命科学大学獣医学部の水越先生による「家猫・外猫のつきあい方」との演題で、猫の習性に基づいた飼養管理方法や問題行動の予防策等について講演いただきました。地域猫活動を実践するボランティア、苦情対応を担う行政職員等にとっては、猫の行動学的な特性の理解は必須であると感じさせられました。また今月10日には、地域猫活動アドバイザーの石森氏を迎えて、「地域猫の進め方」についてお話いただきました。地域猫活動を推進していく上で野良猫を減らす具体的手法について、エサを与える方や地域住民、町内会へのアプローチやコミュニケーション術等も交えた大変実践的な内容でございました。地域猫活動の成否は、猫の管理のみならず、地域住民への対応も非常に重要な要素であり、対人向けに重きを置いた内容は他のさまざまな対人業務にも応用できるものと思われました。

3ページ目をご覧下さい。その他の取り組みについてご説明いたします。町内会や地域等への取り組みの支援として、青葉区内の町内会に捕獲器の貸し出しを恒常的に実施したり、市内大型スポーツ公園に対しても捕獲器等の貸し出しを行いました。当該スポーツ公園には昨年度から支援を開始しておりますが、今年度は3回の捕獲作業で計11頭の猫の手術が終了し、昨年度と合わせて計29頭が終了しております。

また、センターに寄せられる苦情で、依頼主が単独で飼い主のいない猫への不妊去 勢手術が困難な場合には、「しっぽゆらゆら杜猫会」などのボランティアの方々に協 力をいただき、手術のための捕獲や病院の搬送等を協力いただいております。今年度 は 56 頭の不妊去勢手術と 2 頭の子猫を保護いたしました。

また、飼い主のいない猫としてセンターに収容し、譲渡対象となった個体につきましては、仙台市獣医師会の協力により、成猫 7 頭及び子猫 48 頭の計 55 頭の不妊去勢手術を実施いたしました。

4ページ目をご覧下さい。続きまして、重点事業2の「動物介在活動の普及推進」であります。動物介在活動の普及啓発のため、赤坂動物病院の獣医師である千葉陽子先生をお迎えして、6月及び11月に「訪問活動の参加動物の適正基準」について、NPO法人エーキューブの会員を対象としたセミナーを開催し、さらに動物介在教育のために訪問した市内小学校において、会員向けの実地セミナーもあわせて開催いたし

ました。今年度の市内小学校への訪問活動ですが、エーキューブと協働で計 16 校を予定しており、本日訪問している小学校も含めて 14 校が実施済みでございます。

次に、重点事業以外についての平成30年度アクションプランの具体的な取り組みでございます。

6ページをご覧下さい。「I 適正な飼養の推進」、「I - ①飼い主のマナー向上対策」における「2. 公園等によるマナー向上の推進」につきまして、苦情等が多く寄せられる公園などにおきまして、早朝や夕方の監視を12カ所、計24回実施しております。動物ふれあい活動、動物介在活動、譲渡会を通じて、また区民祭り等への参加により、飼い主に対する適正飼養の啓発を行っております。

- 「3.動物の理解促進」につきましては、動物ふれあい体験教室や動物介在活動、譲渡会開催時において、動物の習性や生理及び感染症についての理解促進を68回、計1,279名に実施しております。また、ふれあい体験の実施については、高校や中学校等の職場体験学習の受け入れ時や夏休みふれあい体験企画等の開催により15回、計103名に実施しており、適正飼養の大切さを訴えたところでございます。
- 「4. 多頭飼育問題への対応」といたしましては、局内及び区役所の福祉関連部署の職員を対象として健康福祉局における保健福祉担当職員研修において、高齢者や生活保護受給者等による多頭飼育問題等についての講義を実施しております。その効果もあって、区役所の保護課より、犬猫の多頭飼育、飼い主のいない猫へのエサやり等について情報提供や相談を受けるに至り、計3事例について飼い主や占有者に対して指導等の対応を行っております。

7ページ目をご覧下さい。「I-②終生飼養の推進」における「1. 犬猫引取件数の削減」についてでございますが、センターにさまざまな理由で犬猫の引き取りを求められた場合には、新たな里親探しツールとして、センター内で設置している「命のリレー掲示板」の利用提案も行っており、19 件の利用実績がございました。【参考】に載せております「飼い主からの犬猫の引取相談数」は年々減少傾向にございます。

動物を手放す理由については、「飼い主の高齢による施設への入所や病気による入院等」が最も多い理由として挙げられます。次に「住宅環境における問題や引っ越し」、「鳴き声や噛み癖等の問題行動」の順番になっております。家族や親戚の方に継続して飼育していただくことや新たな里親探しを行うよう提案しておりますが、右の表である「飼い主からの犬猫の引取頭数」が示すとおり、飼い主から引き取りを行わざるを得ない状況がございます。

- (3)に記載のあるとおり、終生飼養の啓発のため適正飼養推進セミナーを開催しており、10月には昨年度にセンターからの譲渡犬を迎えた家族を対象に、ワンワンパーティークラブの代表を務める三浦健太先生による「保護犬を迎えて」をご講演いただきました。各家族が抱える譲渡犬に関する悩みや相談を皆さんに持ち寄っていただき、譲渡犬も参加して和やかな雰囲気のもと、問題行動の改善法や解決法について実技を交えてご指導いただきました。また、3月には「より快適なシニアライフのために」との内容で、油木真砂子先生をお迎えして、Tタッチのセミナーを開催する予定でございます。
- 「2. 収容動物の譲渡の推進」ですが、獣医師会の会員動物病院の協力により、譲渡対象の成猫 7 頭及び子猫 48 頭に不妊去勢手術を実施しております。また、次ページ

の記載のとおり、獣医師会よりマイクロチップの無償提供を受けて、譲渡対象の犬 15 頭及び猫 71 頭にマイクロチップを装着しております。また、2月 19 日から譲渡猫の写真展を市役所本庁舎市民ギャラリーホール及び動物管理センターにおいて開催を予定しており、あわせてセンターの譲渡事業の広報や猫の完全室内飼育等の適正飼養について啓発していきたいと考えております。

その他の取り組みとして、昨年11月に前述の千葉陽子先生をお招きして、収容動物の譲渡推進を図るために「動物愛護担当者のための行動学」のセミナーを自治体関係者等のみを対象として開催いたしました。実際にセンター収容犬をハンドリングしての実技もあり、理解の深まる内容でございました。日頃から飼い主と治療を行う行動学を専門とした病院獣医師とのコミュニケーションの必要性を切に感じました。

8ページ目をご覧下さい。「1. 未登録犬及び狂犬病予防注射未実施犬対策」についてでございますが、今年度の集合注射については、4月に計 135 会場において実施し、1万7,381 頭への注射を行ったところでございます。また、指定及び指定外等の病院における個別注射頭数は、それぞれ1万5,328 頭及び3,446 頭となってございます。平成29 年度12月末においては集合注射頭数が1万8,538 頭でしたので、今年度は6%の減少となっている一方で、指定及び指定外等の病院については1万4,931 頭及び3,314頭でしたので、今年度はそれぞれ2.7%及び4%の増加となってございます。

また、接種率向上を目指して、法定注射期間終了直後である8月に未接種犬1万3,723頭の飼い主に対して督促状を送付しております。具体的な接種率については、資料1の最後に添付している「仙台市の犬・猫統計」における「1. 飼い犬の登録及び狂犬病予防接種実施状況」をご覧ください。昨年度は79.0%で、平成29年度12月末時点においては76.4%でした。今年度においては集合注射は減少しましたが、個別注射の増加もあり、前年度同月比0.1%減と昨年度と同水準となってございます。

9ページ目をご覧下さい。「I-④動物取扱業者の責務の徹底」における「1.動物取扱業者への指導・啓発」についてでございます。動物取扱責任者講習会は、仙台市1回及び宮城県5回の計6回開催いたしました。受講者は6会場において計303名であり、受講率は98.7%となってございます。未受講者についても、県外会場で受講するように案内しているところでございます。特別講演としては、講師にペット災害対策推進協会事務局長である獣医師の沼田一三先生をお招きして「人とペットの災害対策で動物取扱業者ができること」についてお話しいただきました。今年度は6月には大阪府北部地震、9月には北海道胆振東部地震が発生したこともあり、受講者の関心は非常に高かったのではないかと思われました。

(3)についての動物取扱業者への立入実施状況でございますが、今年度の立入検査は計 134 件となってございます。内訳は、定期立入が71 件、新規立入が31 件、更新が16 件、苦情が13 件、変更確認が3件となっております。総立入件数は、前年同月が169 件であり、本年度約20%の減少となっております。その理由といたしましては、立入検査を担当する職員2名が立入検査業務以外にそれぞれ苦情対応及び収容動物の治療等も兼務していることから、猫の苦情や収容頭数の多い夏場から秋にかけて立入検査件数が伸びなかったことが挙げられます。現在は苦情や収容頭数も落ち着いていることから、前年の実績に近づけるようペースを上げて立入検査を実施しているところでございます。苦情の内容は、販売中の生体の展示方法や店内や施設での不適正飼

養についての事例が複数件ございましたが、その他についてはさまざまでございます。 なお、立入検査時における主な指摘内容については、①台帳整備が40件、②広告・ 表示が30件、③標識掲示が18件、④ケージの数や劣化等による不適が14件、⑤狂犬 病予防接種及び登録が12件、個体ごとの販売台帳・帳簿が12件でございました。

10ページ目をご覧下さい。「II-③災害時の動物愛護対策」でございます。ペット同行避難の普及啓発のため、6月23日から1月24日の期間におきまして、町内会や地域の防災訓練、区民祭り、各種出前講座等に参加いたしました。また、一部会場においてはエーキューブの会員の犬にも参加ご協力をいただき、ペット同行避難に関するチラシを配布する等、啓発に努めております。ペットと一緒に暮らしている人もそうでない人も、関心を持っていただく良い機会を得たものと考えてございます。

復興公営住宅のペットの会に対しては、現在、特段の支援は実施しておりませんが、ペットに関する相談や苦情があった際には適宜対応をしているところでございます。 以前と比較すると会自体が成熟してきたのか、相談件数はほとんど今ございません。

最後になりますが、「Ⅲ-②関係団体、市民、行政の連携」についてでございますが、今年度は動物愛護週間行事といたしまして、9月22日に動物慰霊祭を開催し、9月24日には仙台市獣医師会及び宮城県獣医師会の共催による「どうぶつフェスタ in MIYAGI」に参加しております。動物慰霊祭では、2017年に開催された日本動物福祉協会の作文コンクールにおいて1等賞を受賞した仙台市の小学生を招いて受賞作品を朗読していただきました。慰霊祭における新たな試みではありましたが、本人のやる気とご家族の協力もあり、大変すばらしい読みぶりでありました。

続きまして、資料2の平成31年度仙台市動物愛護アクションプランについて、今年度と変更のあったところについてご説明したいと思います。

まず、2ページ目をご覧下さい。「I-①飼い主のマナー向上対策」における「4. 多頭飼育問題への対応」についてでございます。今年度は生活保護受給者による猫の多頭飼育事例等にも対応し、今後も状況が悪化しないよう、また同様の問題を引き起こさないよう福祉関連部署とも連携しながら見守りをしていく必要性があることから、「対応後においても、飼い主と関わりを継続し再発防止に努めます」との文言を後半部分に追加いたしました。

3ページ目をご覧下さい。「I-④動物取扱業者の責務の徹底」における「1.動物取扱業者への指導・啓発」の(3)において、問題のある業者に対しては重点的に繰り返し立入・指導を実施しておりますが、さらに指導事項の遵守を徹底させ、改善に導くよう強く関与していく必要性があることから、「改善確認を行い法令遵守の徹底を促します」との文言を末尾に追加いたしました。

続いて、「Ⅱ-②飼い主のいない猫対策の推進」についてでございます。現在においても、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を目的とした捕獲器等の器材の貸し出しを行っておりますが、台数が少ない上、貸し出し中になっているものも多く、借用の希望に応じた貸し出しが追いついていない状況にございます。来年度は、ふるさと応援寄附を原資として捕獲器等の器材購入を行い、希望者には幅広く貸し出しできる体制を構築したいと考えておりますので、来年度より器材の貸し出しについての文言を追加いたします。

4ページ目をご覧下さい。「Ⅱ-③災害時の動物愛護対策」の(2)についてでござい

ますが、先ほども説明いたしましたが、復興公営住宅等のペットの会からの相談や苦情はほとんどございません。ペットの会が自律的に機能し、運営が軌道に乗っているという側面もあると思いますので、今後は通常の集合住宅と同じ位置づけとし対応していきたいと考えてございます。当然、相談や助言を求められたり、会員向けのセミナー開催依頼の可能性も想定されることから、1ページ目に戻っていただきまして、「I-① 飼い主マナー向上対策」における「各種媒体を利用したマナー向上啓発の推進」の(6)に昨年度まで対象は町内会のみ記載でございましたが、さらに「集合住宅等」の文言をつけ加えさせております。

事務局からの報告は以上でございます。

佐藤会長

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、事務局からも要請がありました、今のご報告の補足を 小野委員からお伺いしたいと思います。

小野副会長

それでは、資料1の重点事業1、飼い主のいない猫対策事業に関して、獣医師会側からということで補足の説明をさせていただきます。

今年度、どういう状況かといいますと、既に予定頭数・予算を消化してしまいましたので、11 月半ばぐらいで、今年度分は終了という形になりました。前年度まではちゃんと年度末ぐらいまで、いつでも受け入れられるような予算措置の状況でやってこられたんですけれども、ここに書いてあるとおり、助成金額を上げたことによって獣医師会側としても支出が増えたということがあり、もともと予算枠は増やしたんですけれども、それでも追いつかないほど利用される方が実際には増えたということです。要するに単価も増え、しかも利用者も増えたので、この事業自体が大きくなったということです。

本当はという言い方も変なんですけれども、この時期、今の時期ですね、ちょうど 不妊去勢の要請というか、需要が増える時期でもあり、この時期になかなかうまく助 成金を出せないというのは残念なことではあるんですけれども、ない袖は振れないと いうのが率直なところで、次年度に向けて、またちょっとその辺の課題は残している かなと考えています。

でも実際にはこういった事業をしっかりやれば市民の皆さんに受け入れられて利用していただく方が増えるということであるし、あと先ほど事務局からの説明にもありましたように、その分、子猫の収容頭数が減ったりとか、目に見える効果も確かにありますので、引き続きさらに、もうちょっとの予算枠の拡大を次年度は考えなければいけないなということで内部調整しつつ、事務局というか、市当局ともいろいろ相談しているところではあります。

ただ、獣医師会自体の予算枠をさらに何倍にも増やすというのは現実には無理なので、例えば市のほうの予算、補助金の枠がさらに大きくなっていただくとか、そういったことがあれば何とかさらについて発展的にやっていけるかなと考えています。現状そんなところですね。

さらに補足ですけれども、市内の大型スポーツ公園、これは事務局さんにちょっと 聞きたいんですが、具体的に名前は出してはいけないようなことがありますか。

動物管理	そうですね、具体的な名前は、公式の場では出せないです。申しわけございません。
センター	
所長	
小野副会長	わかりました。ではまあ、その辺は。
	もともと個別にやるような事業だったわけですけれども、いろんなそういう組織で
	あったり団体であったり、そういったものと協調することで、この事業自体がうまく
	推進するパターンが幾つかあるということもだんだんわかってきていますので、それ
	も柔軟に対応していかないといけないだろうなと。現状の申請書とか、そういう書式
	の類いでいうと、なかなか個人名義でないと受けづらいところがありますので、そう
	いうところも少しずつ考えながら対応していかなきゃいけないかなと思っています。
	おおよそでは大体そんなところで、ひとまずとさせていただきます。
佐藤会長	ありがとうございました。
	それでは、今の平成30年度仙台市動物愛護アクションプラン実施結果について、ご
	意見、ご質問、よろしくお願いいたします。
細井戸委員	私も長い間、大阪市で街ねこ事業という地域猫関連事業に取り組んできました。事
	務局に少し質問があります。アンケートのとり方とか件数の数え方の問題だと思うの
	ですが、地域猫対策にある程度予算を立てて推進すると、基本的には苦情が減ってい
	くと思うのですが、このアンケート結果では増えているということになっています。
	苦情の増減は、ただ感覚的に集計するのではなく、特定地域の同じクレーマーが何回
	もかけてくる電話数を数えたり、特定の事象を気にされる方が何人か集まっての苦情
	が重なるケースの回数を数える方法とは別に、一般市民とか区民に対してのアンケー
	トを集計する方法も必要だと思います。質問内容は、無作為に選んだ100世帯とか1,000
	世帯に具体的に猫のふん尿被害、エサやり、その他何々何々に対するご不満がありま
	すかという聞き方をして、何年か経過を追うとかなり改善されているケースが多いの
	ではないでしょうか。この件については、大阪市のホームページなどを参考にしてい
	ただいたらいいと思います。地域猫事業を推進しているにも拘らず苦情がどんどん増
	えるという結果は良くないと思います。電話対応での感覚的なデータや苦情回数だけ
	の捉え方で苦情が増えているという考え方とは別に本当に市民の方の苦情が増えてい
	るのかを調べるアンケート方法を検討願えるか、あるいはそのようなアンケート結果
	があればそういうデータを示して欲しいのですが。
動物管理	すみません、そういったクレーマーの方からの苦情と市民の方からの苦情というの
センター	は、統計データとしては分けてはございませんので、今後、細井戸委員の指摘のとお
所長	り、確かにいろいろ進めている地区とかではもしかしたら苦情は減っているのかもし
	れませんし、データのとり方もその辺ご指摘もございましたので、今後検討課題とさ
	せていただいて、データのとり方とかについてもいろいろと検討してまいりたいと思
	っております。
佐藤会長	よろしくお願いします。
	それでは、ほかにございませんか。
細井戸委員	あともう一個いいですか。31 年度の動物愛護アクションプランの中で、行政間の連
	携として福祉関連部門との連携について少し話されていましたが、昨今、確かに各都
	市や地域で高齢者のひとり暮らしの増加が問題になっています。また、高齢者の動物

	飼育、多頭飼育、特に猫の多頭飼育崩壊という問題があると思いますが、具体的に福
	祉部門とはどのような連携を構想されているのか。よく聞くのは、結局、福祉関連者
	 が入り込んだときに、残された動物が動物行政であったり、動物愛護団体であったり、
	我々のところへ持ち込まれて、引き受けるというケースが多く、連携しているという
	ようなイメージがなかなか持てないのですが、具体的どのような連携プランかを教え
	ていただけたらなと。
動物管理	福祉関連部門の研修会等で、うちの動物管理センターの職員が伺いまして、猫の飼
センター	育にはお金がかかるとか、いろんな情報等について提示しまして、もしこういう状況
所長	があったら早めに伝えてくださいというのをまず研修会とかで行っておりました。
	それで、今回もうちょっと踏み込みまして、実際、何年か前に多頭飼育を解消して
	 ももう一回また数年後には多頭飼育になってしまったという事例もございまして、そ
	- こでまた福祉部門と連携して、問題解決してもまた同じことを繰り返すのではないか
	ということで、福祉の方々が訪問のときとかに猫の見守りとかいろいろしていただく
	という話とかもしていただけるように少しずつは前進しているのかなとは感じてござ
	います。
佐藤会長	31 年度のアクションプランのほうに入っていましたけれども、まず、とりあえず平
	成30年度のアクションプランの実施状況についてご検討願います。
齊藤委員	恐れ入ります、質問なんですけれども、いろいろなところで普及啓発活動をされて
	いるということだったんですが、すみません、私、本当によく存じ上げないものです
	から、例えば動物を販売している業者さんですとかペットショップを通じて普及啓発
	活動というのをなさっているということがあれば教えていただきたいんですが、お願
	いします。
動物管理	動物取扱業者に関しては、年1回の動物取扱業者の研修会を実施しなければなりま
センター	せんので、そういった場でのいろいろ啓発活動等をまず行っております。あと立入検
所長	査時とかにそういった不適事項とかあれば指摘等をしながら、また、そういった啓発
	するものがあれば啓発活動を行っているのが現状でございます。
齊藤委員	すみません、ちょっと素人ながら、そこで動物を手に入れる方が普通は多いのかな
	と思いましたので、その窓口を通じて動物を購入される方々への普及啓発活動をどう
	しているのかなということをお聞きしたかったんですが。
動物管理	動物取扱業者の責務というのもございまして、売るときには必ず説明責任とかいろ
センター	いろあるんですけれども、それを買われた方からお聞きすると、聞いていないという
所長	のも結構ございますけれども、動物業者からすれば多分していると言うかと思うんで
	すけれども、その辺の齟齬とかもございますので、立ち入り等に説明責任とか、そう
	いったところについても指導はしているところではございます。
木村委員	よろしいですか、じゃあ現場のほうから。
	私は販売業者の一人でありますが、今、大体、販売になりますと、最低30分以上、
	店によっては2時間前後かけていろんな飼い方の説明ですとか病気の説明、あと狂犬
	病の説明、そういうのをしているのが一般的ではあります。
動物管理	大概の業者はよく説明していただいているとは思っているんですけれども、やはり
i	
センター	不適正飼育されていて、指導した時に不適正飼育、登録しないとか、そういった場合

	のか、買うときにちゃんと聞いていないのかということはあるかと思うんですけれど
	も、業者に対しても市民の人に対してもいろいろ説明とかはしているところではござ
	います。
木村委員	業者によって違うかと思うんですが、やり方としては。私どもですと、説明をきち
	んとして、最後に説明を受けましたという日付とサインをいただくようにはしており
	ます。ですから、やっていない、例えば2頭目、3頭目を買われる方がいいよと
	いう方も中にはいらっしゃいますから、そういう方でも大ざっぱには説明させてはい
	ただきますけれども、それを省くことは基本的にはないですね。
動物管理	木村委員のような業者さんたちがどんどん増えて、増えてというか、もうほとんど
センター	そういう業者さんになっていただくことが私どもの願いでもございますので、そうい
所長	った指導とかも通じながら、そういった説明とかについてもちゃんとしていただける
	ような形にしていきたいと思っております。
山口委員	業者さんの説明のところですが、確かに私ども協会のほうにも購入トラブルで苦情
	を言ってこられたときに、そんなこと聞いていない、あるいは違うことを教えられて
	いるということもあります。30分、1時間説明して、本当にきちんと説明していらっ
	しゃる業者さんもいらっしゃいますけれども、そういう業者さんには逆に、動物を抱
	いて説明していますと、もう人の意識って犬のほうにばっかりいって、ちゃんと説明
	していらしても全然聞いていない。最後、はいはいってサインだけぱっぱっとやる人
	もいるということをお伝えします。逆に、全く2カ月目ぐらいの子犬を「自分はひと
	り暮らしで、朝8時ぐらいから夜の8時ぐらいまでいないんだけど飼えますかね」っ
	て聞かれても、ああ大丈夫ですよって言う。普通は大丈夫じゃないですよね。しつけ
	もできませんから。結局、状態も悪くなり、家中におしっこをされて大変な思いをし
	て手放すということになったりしますので、ちゃんとした業者さんもいますけれども、
	そうでない、売らんがために嘘の説明をなさる方もいらっしゃいますので、やっぱり
	それは業界の方々の中でまずそういうことのないように皆さんでしっかりと教育して
	いただきたいと思いますし、逆に自治体のほうへのお願いは、結構立入をやって、今
	回はとてもお忙しかったということでちょっと回数は減って、これから拍車をかける
	というふうにおっしゃっておられましたけれども、指導指導でずっと引っ張って、劣
	悪飼育している業者さんほど指導指導でやっても少し改善して、またもとに戻って、
	戻るよりもさらにひどくなってということを繰り返しています。東京でもずっと、も
	う本当に10年どころじゃない、もっと長い間苦情が入る。自治体もずっと指導してい
	るけどなかなか改善されなくて、もう最後のほうにはボランティアさんが見るに見か
	ねてお掃除のお手伝いに行ったりしていたんですね。そこでやっとやっと営業の全面
	停止というところに入ったんですね。指導でずっと引っ張ってもなかなか改善されな
	い。ですから、ある程度指導すれば、もう次は勧告、命令という手段がありますので、
	しっかりとそこに移っていっていただきたいと思うんですね。でないと、多分業界の
	人も、きちんとしている人ほどそういうところは仲間に入ってほしくないと思ってい
	らっしゃると思います。ですから、業界の方々の中でもきっちりお互い指導するとい
	うこと、プラス、法律を守らない人は当然のこと、法律に基づいて指導して勧告、命
	令までやっていただきたいなと思うんですね。

すいません、長くなりまして、緊急災害時のときも、今、緊急災害時のときのため

に環境省のほうでマニュアルをつくっていて、今年度中にパンフレットが出る予定ではあるんですけれども、その中でも、もう既に抜粋に関しては新たに出ていますけれども、新たに災害が起こった、じゃあ新たに救護施設を建ててという、大きな災害の場合はやむを得ず建てざるを得ないときもありますけれども、できればみんなで仙台市動物管理センターも、それから業界の方々も、あるいはボランティアさんとかも一緒になって、新たな大きな施設を建てずに済めばそれにこしたことはない、そこで救出されればということで、業界の方々の力もお借りしたほうがいいだろうということも話し合いの中には出てきていますので、ぜひぜひ業者の方々の中でそういうところまできちんと一緒になってできるように、業界の方々の中で教育していただいて、ぜひ売られるときには普通の飼い方だけでなく、緊急災害時のことを念頭に置いた飼い方、そうすればたくさんの頭数、3頭飼っていて、あと2頭とかといって買いに来られても、今何頭飼っていますか、それは緊急災害時のとき同行避難できませんねと言っていただければ少しでも緊急災害のときに保護する頭数も減ったりしていきますので、みんな協力して、ひどいところをなくしていけたらなと思います。

ただ、法律、今回、今国会に多分上程されるだろうと言われていますが、私も環境省の委員をしていますけれども、最初に会長がおっしゃった案、それぞれの党でもんでから出ますので、超党派といいつつも、あのまま出てくるとは思えません。ただ、自治体のほうが先に法律より進んでいることもいっぱいありますので、もともと動物の愛護法というのは東京都の条例よりも最初は緩かったですから、条例のほうが先に進んでいたところがありますので、この法律は上出し横出しOKよと最初環境省の室長が言っていらしたぐらいですから、ぜひ仙台市も一緒になって改めるべきところは改めて、良い方向に向かっていけたらなと思います。

佐藤会長

ありがとうございます。動物取扱業者というのが飼育者と一番近いところにいるということで、行政も単なる指導啓発から愛護行政の担い手になってもらうという方向で推進していくということも重要なことではないかと感じました。いかがでしょうか。

動物管理センター所長

今回、委員の皆様方のご指摘、ご指導とかもありましたので、またいろいろ、こちらの仙台市のほうでも検討してまいりたいと思いますので、いろいろ貴重なご意見どうもありがとうございました。

齊藤委員

すみません、ちょっと一言だけつけ加えたいんですけれども、くどくて申しわけないんですけれども、かなり業界への期待が大きくて大変だろうなというふうに今聞いていて思ってしまったんですけれども、きちんと指導はしていますという方が大半だと思うんですけれども、聞いている側がそうじゃないという、山口委員のおっしゃるのはすごくよくわかって、それは幾ら規則どおりやったって購入される側が聞いていないんだったらそれは機能しないという制度ということですので、やはりそれは業者さんにもっと努力してくださいというだけではなくて、仙台市としてもできることがあるだろうと思うんですね。業者さんを支援する、あるいは本当に直接購入される方の心に届くような情報の提供を業者さんにしていただけるような仕組みを整備しないと、なかなか業者さんのほうで全部やってくださいというのもちょっと厳しいのかなと思いましたので、今後ご検討いただければと思います。

佐藤会長

木村委員、何かご意見ございませんか。期待が非常に大きいのですが。

木村委員

山口委員がおっしゃるように、説明は販売のスタッフがします。でも、それが100%、

我々、頭の中へ入っていると思えていないんですね。50%も入っていればいいだろうと、そのとき説明した中で。その後に、店舗で飼い方のDVDを渡したりとか、いろんな書類を渡したりします。そのときだけでは説明し切れないこと、あと説明しても理解できなかったことはこれを見て再度ご家族で確認してくださいと、そういうような形で我々業者のほうの全部とは言いませんが一部は大体そういう形のほうに流れております。

山口委員

そのように説明していただくのもありがたいんですが、これから、確かに購入の頭数が減ってきたりとかというふうにはなってきている分、説明してお渡しした後、せっかくご自分のところで何日か、あるいはブリーダーさんであれば産まれてからずっとお世話してきたわけですから、送り出した、お嫁に出したその先でどういう飼育管理されているか、ブリーダーさんの中には必ずお電話入れられて飼い方指導とか実施されている方もいらっしゃるんですけれども、ペットショップの方もそのときは本当にいろんな飼い主さんもいらっしゃるので、わかったように思って帰って聞いていなかったり、本を見てもよく理解できていなかったりということがあったりしますので、できればその後お電話等でフォローできるようなことが、お手間ではありますけれども、できればいいなと思うんですね。

これから販売の方々も、もう頭数が減ってきている分、売って終わりの事業じゃなく、その後売った動物といろんなサービスを提供しながらずっとその子の一生を見ていくという形になっていくんではないかなと思うんですね。そうしますと、嘘の説明とかできませんからね。きちんと説明して、その後もフォローしていかなきゃいけなくなりますので、ぜひそういうふうな形でフォローアップできるような自信を持った販売の方法をしていただきたいし、最初たぶん1回目のワクチンになると思いますが、あと継続のワクチンは獣医師の先生方のところへ行かれると思いますので、逆にぜひ動物病院のほうでも新たな患者さんが来たときには、いろんな病気のこともワクチンのことも説明もですけれども、飼い方が不安な方とか、それこそ災害のときのこととか、そういうこともぜひ獣医師としても新たな飼い主に情報を与えていただければなと思います。もう既にきちんと、とても詳しく頼りになるかかりつけ医になってくださっている先生方もいらっしゃいますけれども、ぜひ開業の先生方もそういうことで良い情報を与えて飼い主さんを育てていただければなと思います。

佐藤会長

ありがとうございます。獣医師会のほうから何かございますか。

小野副会長

僕らの仕事はまさにそういう仕事で、一つちょっとおもしろい言い方をするとすれば、僕らはそういう仕事をしっかりしないと患者さんが離れていってしまうような仕事だと思っています。要はちゃんと親切丁寧に物事を説明して、そういう先生がいい先生って大体世の中言われていますから。だからそういうことは、特に若い先生は最初のうちはわからないことがあるかもしれませんけれども、だんだんそういうことを肌で感じるようになりますので、恐らく開業医という仕事というのは、いいも悪いも、その仕事がはやることと責任を果たすことが大体同じ視点になっています。だから、大体一生懸命やっている先生はきっと間違いないだろうなというのはいつも思っています。それで一生懸命やっていない先生はどうなんだという変な話になるともう結論も出ませんからそこはやめますけれども、でもいずれにしても、そういう日頃のいろんな形での指導とか相談というのはやっぱり診察の時間の中でかなりの部分ウエート

·	
	をいつも占めていると思います。それが大体の普通の先生はそうであるだろうなと思
,, <u></u>	っています。
佐藤会長	獣医師会に入られている先生方は多分そういう意識の高い先生方が多いのかと思い
	ますけれども、どのぐらいの組織率になっているのですか。
小野副会長	開業医の場合は、仙台の大体9割方の先生は獣医師会に入っておられます。なので、
	そういう先生は何らかの形でいろんな情報を伝えたり、あるいは会議の席でお話をし
	たりということは可能ですね。それ以外の方は確かに難しくて、じゃあどうしようか
	というのは今ご指摘あったまさにそのとおりで、なかなか難しい部分もありますけれ
	ども、そういう方でも結局はやっぱり親切に丁寧にということを仕事のモットーにし
	ない限りはやっぱりやっていけないということがありますから、何らかの形で飼育指
	導とか相談というのはやっぱり大事なウエートを占めているんだろうなといつも思い
	ます。
佐藤会長	そういう獣医師会と動物取扱業者というのは、まさにこの動物愛護行政の主体にな
	る方ですので、よろしくお願いしたいと思います。
	そのほか、30 年度のアクションプラン実施状況についてご意見、ご質問ございませ
	んか。
	じゃあ、私のほうから1つ。犬の苦情とか猫の苦情の中に虐待というのが20件ぐら
	いずつあるわけですが、これは外部の人が飼い主の虐待を見てということなんでしょ
	うね。これはしつけか何かと関連して行われているのでしょうか。
動物管理	一般の市民の方が大体どこかの人の家の飼い方が悪いとか、そういったのが多いか
センター	と思います。実際にうちのセンターのほうで行ってみて、必ずしもそれが不適正飼育
所長	とは言えないような状況にあっても、苦情者というか通報してくる側からいえば、あ
	れではかわいそうでしょうとかという事例もあったりして、なかなか苦慮はしている
	ところではございますけれども、明確な虐待となればそれはもう警察の動くような事
	例になるとは思うんですが、飼い方の問題で、必ずしも虐待という飼い方じゃないと
	いうことも多数ございますので、確認はしに行くようにはしてございます。
佐藤会長	ありがとうございます。ほかにございますか。
	なければ、30 年度アクションプランの実施状況についてはご了承いただいたという
	ことで、次に進めたいと思います。
	31 年度の動物愛護アクションプランについて、ご意見、ご質問お願いいたします。
細井戸委員	仙台市さんでは、動物介在活動にも積極的に取り組んでおられ、子供への教育や福
	祉分野への活用も考えておられると思うのですが、高齢者の問題というのは光と陰の
	 部分があって、ペットと暮らすことによって高齢者の健康が増進されるという事例も
	 いっぱいあります。しかし、その可能性を奪うようなあなた高齢だから犬猫を飼うな
	 よというような形をとる自治体もあり、そのバランスをアクションプランの中でどの
	 ように考えられるかとか、あるいは先ほども話が出ました虐待についても、来年はア
	ンケートのとり方として、適正飼育に対して良くないという苦情と刑事問題になるぐ
	 らいの虐待なのかを分けていただくような形をとって頂きたい。また、ペットが好き
	な人や動物愛護福祉にすごく力を入れている人にとってはたくさんのお金を使ってで
	もやってあげてくれという人がいますが、そうでない人から見ると、仙台市の浄財や

反映するようなアンケート結果なりを公表していくようにしていただかないと、実際 にこの愛護アクションプランへのふるさと納税についても少し話されていましたが、 最初は何となくばっと入ってくるのですが、少し減ってくるとか、継続して財源を確 保することが難しくなると、先ほど小野委員からもありましたように、今の時期にや らないといけない状態なのに予算が底をつくとかというような状況だとちょっと厳し いなと思います。アクションプランの中で財源を有効的に使うためにどういうふうに 実施していくかということをぜひ考えていただきたいと思います。また、先ほどの山 口委員のお話はよくわかるのですが、民間である販売業者も獣医師会にしても、自主 規制や自主努力によって、私自身はこの10年である程度良くなっていると思っていま す。現場の人間は直接評価されるので、良くないと必ず批判されるんですね。その点、 行政サイドの場合、さっきも言いましたが、変な苦情の声に左右されたり、それに対 応するという実際の行動が評価されているのか、されていないのかということに対す る分析を明確にしていただかないと、この愛護行政というのはなかなか進まないんじ ゃないかなと思っています。この 31 年度アクションプランは 30 年度の結果を踏まえ て、実際に次の年度が終わるときにどういう成果が出たかということが少しでも具体 化されるような表現でのアンケートをとっていただくとか、結果を調べて、報告して いただけたらありがたいなと思うのですけれども。

佐藤会長

重要なご指摘をいただいたかと思います。

動物管理センター所長

ただいまのご指摘のとおり、確かに今言われた虐待とかについても、そういった不適正飼育なのか虐待なのかとか、そういったところの分け方もしていないですし、たしかに来年度アクションプランに対しての検証を行う場合も、今のこういった資料というか、統計のとり方だと確かに見えてこない部分もあるかとも今のご指摘でも感じましたので、今後、来年度これを検証するときにはまた統計のとり方を変えたり工夫したりして、ご提示、これの31年度の分析結果についても少し考えてやっていきたいなとは思います。

細井戸委員

1つ質問。予算はどうされる、予算というか、これから、なかなかお金が出ないからしんどいというのはわかります。30年度の資料を見て、増額は難しいのと思うのですけれども、結果的には現場のほうでは少し足らなかったんじゃないかなという声も出たと、僕は理解したのですが、31年度のアクションプランの中で何らかの手当てができるように働きかけるのか、それともまた違う方向で何か考えられているのかということをお願いします。

動物管理センター所長

来年度につきましては、今、確定している、先ほど申しましたふるさと応援寄附とかは活用したいなとは考えているんですけれども、再来年以降に果たして、細井戸委員も言われましたとおり、ふるさと応援寄附というのは他自治体を見ていても最初はどんと集まっているんですけれども、なかなかそこからじり貧になっていくという傾向もあるみたいですので、それが入るという目算のもとにこういったプランとかも組んじゃうと、今度自分の首をまた絞めてしまうような形にもなりかねないなとは感じておりますので、とりあえず31年度のプランにつきましては確定しているものでは出させていただくんですけれども、その次のアクションプランを立てるときに実際財源がどうなるかというのも踏まえながら、市単独で予算を組んでいくのか、ふるさと応援寄附の見込みがあるのかどうかというのも見きわめながら立てていきたいとは思う

んですけれども、なかなかその辺が不透明なところもございまして、今後のプランに 対しての予算というのが今ちょっと提示、こうやっていきますというのができるもの がないので、またちょっといろいろ考えさせていただければと思います。 佐藤会長 そうですね、ますます動物愛護行政の所掌範囲が広がる方向の中で予算も人も限ら れてるということのようですので、どういうものを重点的に取り組んでいくかという ようなことも考えていく必要があるかと思います。今回の去勢手術のように、もうこ れ以上できない状況に陥ってしまうということもありますので、そういう重点配分等 もご検討いただきたいと思います。 ほかにございますか。よろしくお願いします。 山口委員 ちょっとお聞きしたいんですけれども、外で見つかる、あるいはセンターに持ち込 まれる子猫って、外でごはんをもらっている猫さんたちが産んだ子猫が大半なのか、 あるいは飼い猫が不妊手術していなくて産んじゃって、しゅっと外に出したのもある のか、その辺ちょっと教えていただけますか。 うちで搬入される子猫というのが、例えばエサやりさんがいて、エサやりさんより 動物管理 センター 子猫を連れて帰ってきたというご相談があった場合は、基本的にはそのエサやりさん とかに不妊去勢とかもお願いしつつ、不妊去勢するという条件のもと預かることもあ 所長 るんですけれども、譲渡に関してもエサをやっていた方に極力努力していただくとか、 あと飼い主に関してはもう基本的な飼い主責任ということで、自分たちでご努力願い ますというふうなことはしているんですけれども、そうすると今度警察に持ち込まれ て、子猫のまま持ってこられるということがよくあるのですが、本当に産まれたばっ かりの子猫とかが警察に持ち込まれて、センターに搬入されるのです。親からすぐ離 したような状況なので必ず人為的な状況、人が離したという状況はまずあるかとは思 いますが、それが飼い猫なのか、飼い主のいない猫の子猫なのかはわからないんです。 そういった人為的に離したものがセンターに入ってきて、それでもう初乳も飲んでい ないような、目もあいていないような子猫なのでお見送りさせていただくというもの が多くあるので、相談があった場合はその飼い主もしくはエサをやっている方につい てはご努力いただくように説得はしているんですけれども、説得して警察に持ち込む のか、その辺はわからないんですけれども、警察から持ち込まれる例が多いので、実 際にそれがどういった猫なのかというのは把握していないのが現状でございます。 違う話ですけれども、よろしいですか。 齊藤委員 2点あるんですけれども、まず1点目は、平成30年度に町内会、地域等への取り組 みを実施したという事例をお聞きしまして、これは個人的な事例なんですけれども、 私、大学に勤めていまして、やっぱりそういうところでの、なぜか猫が集まってくる とか猫を多分持ってくる人がいて、それに個人的にエサをやる人がいてという、一つ の組織なんだけど不特定多数の人たちがかかわっているようなところの問題って結構 複雑だと思うんです。どういうふうに管理していくべきかとか。 こういう事例があるのであれば、ぜひ、今実際の現状を言うと、結局、担当する部 署がなくて、そうすると個人的に避妊をする方が時々あらわれて、個人的にエサをや る人もいて全然別だったりとかと、いろんな状況になっているんですけれども、そう

いうところって結構あるんじゃないかなと思っていまして、不特定多数の方たちが出 入りするような場所でどういうふうに地域猫というんですかね、そういう猫、今はい ないんですけれども、どういうふうに管理していくのがいいやり方かとか、あるべき 形かとかいうことについて、何かモデルケースみたいなものを示していただけるよう になると非常に今後いいのじゃないのかなと考えていますし、私自身も非常に期待し ているというところが1点です。

もう1点は、すみません、学校教育に関してなんですけれども、平成29年に新しい 学習指導要領が施行されまして、その中では今までの学びのスタイルというのがグロ ーバル化する中で急激に変わってきていて、何を学ぶかということに重点が置かれて いたこれまでの考え方というのが急速に変わってきていて、学んだことを社会づくり にどう生かすのかという観点が非常に強く今回強調されるような指導要領になってき ています。

これ、どんどん今後そういうふうな方向性に変わっていくと思うんですけれども、その中で、先ほど細井戸委員からも浄財を使っていろんなことをやっているというお話があったんですが、一つは仙台市のほうで非常に重点的に取り組んでいる動物介在活動ですね、これは恐らく多分受け入れ側の小学校のほうでは道徳の時間を使っているんではないかと私は察するところなんですけれども、非常にいいことだし、多分かかわってくださるボランティアの方もたくさんいるんだと思うので、これは一つ仙台市として重点的に取り組んでいるということで対外的にぜひ発信していただけるといいなと思うのと同時に、やっぱりそれをどういうふうに生かすのかというところでちょっと検証してみてもいいんじゃないかなと。一生懸命やっているからこそ、これが学校側でどのように使われ、何に役立っているのかというところの検証作業というのを今後進めていただけるといいなと思います。

また、小学校ではそういうふれあいが、介在活動ですから、ふれあいによって良好な関係が築けるというのは一つあると思うんですけれども、やっぱりそれより上の段階ですよね。中学校とか高校とかのレベルになった場合に、そこでもう教育活動終わりではなくて、今こういう状況にあると、人間と動物の関係が、良かったね、楽しいねとか、すばらしいねだけじゃなくて、すごくいろんな問題を抱えていて、これは非常に地域づくりを今後考えていく上でも大きなテーマになるし、非常に魅力的なテーマでもあるので、しかも道徳というのは特別な教科というふうに今回の指導要領改訂でなりましたので、もう少し地域全体を巻き込んで学習できるような教材として、いい点も悪い点も一緒に学んでいって、動物ってすばらしいだけじゃなくて、こんな問題につながっているんだと、これを解決することでこんな地域づくりにつながっていくんだというような事例を一つでもつくっていくとか、何かそういうことにエーキューブさんと一緒に取り組んでいただけるとか、何か教材をつくって発信していただけるとか、来年度すぐにじゃなくてもいいんですけれども、そういうようなことにもかかわっていただけるといいのかなと思いました。すみません、長くなりました。

動物管理センター所長

まず1点目の地域猫活動なんですけれども、基本的には地域猫活動というのは不妊去勢して、ただ単にTNRというか、捕まえて不妊去勢してもとの場所に戻すことに加えプラス、マネジメントを行わなきゃいけないと思います。それは監視とか、あと増えないように、また他から猫が入ってこないようにするとか、あとエサをやる場合でもその猫にしかあげないとか、一定の時間にしかあげないとか、あとフンの管理とかもちゃんとしなければいけないし、それは本来であれば町ぐるみが全部活動にかか

わらなきゃいけないとは考えてはいるのですが、実際の町内会や地域での説明会等に 参加させていただくんですけれども、やっぱり温度差があるので、自分の庭にフンさ れて、家庭菜園とかつくっていてもそれを荒らされたり、フンされたりする人にとっ てはやっぱり猫というのは厄介なものであって、また猫大好きな人に関しては猫がや ることだからしょうがないでしょという方もおられて、また地域でのもめごとになっ ているのも現状ではあるんですけれども、そういったところでやっぱり不妊去勢はま ずします、不妊去勢してエサの管理もします、フンの管理もしますというのが自分た ちはこうやっているから皆さんでやりませんかというのをどんどんそこから広げてい くしかないのかなと。自分がやっている活動をちゃんと報告して、今こうやっていま すから皆さんに迷惑かけないようにやっていますからというのから始めていくと、結 構周りの理解も得られるようになってきているようなところもございますし、いがみ 合っているところはもういがみ合っていて、なかなか何も進まないところもあります し、温度差は町内会によっても随分あるかとは思うんですけれども、基本的にはその 人個人がやるんじゃなくて、みんなで管理しなければ多分うまくいかないものだと思 いますので、学校とかでも複数エサやりがいるのであれば、複数人がもうかかわって 増やさないようにして、フンとかもいろんなところにしないでちゃんと決まったとこ ろにして、エサとかも決まった時間にもらってというルールづくりをしてやっていく のが本筋だと思うんですけれども、そこまでいっていないような状況のところのほう が多いような状況なので、理想に向けていろいろと、広報とかもガイドラインをつく ったりとか、ガイドラインのパンフレットをつくって、そういった問題提起されてい る町内会に配ったりとかはしているんですけれども、まだまだ模索段階の状況ではあ りまして、そういった理想型というのに、少しずつ近づいているとは思うんですけれ ども、なかなかちょっと理想とはかけ離れたのが現状ではございます。

2点目のAAE活動、AAAとか、動物介在活動とか動物介在教育とかのことなん ですけれども、確かに私も思うのが大人に対して幾ら適正に飼育してくださいといっ てもなかなか意識を変えるのは難しいところもありまして、やっぱり小さい時から動 物の本当の飼い方、ただ単に動物に触らせればいいでしょうというようなふれあいじ やなくて、ちゃんと動物との接し方とかから小学生とかにも説明して、それで触って いただいてとかというので進めているところではあるんですけれども、確かに齊藤委 員が言うように、私も段階別に、じゃあ中学生になったらもっとそれから段階を踏ん でもっと理解力を得たところでもっと教育方法というか、それも変えつつ、また高校 生になったらどうのというのは段階的にはやったほうがいいと思うんですけれども、 なかなかそこまで踏み込めていないというのが今の現状ではあります。エーキューブ の会員数が増え、犬の数も増え、また研修会ももっともっとやっていくと、だんだん そういったプログラムをつくったりとか、年齢別でのそういったプログラムでだんだ んレベルアップしていくというのもできるのかなとは思っているんですけれども、齊 藤委員も今すぐやれとか、すぐすぐとは言われていないかとは思うんですけれども、 段階を進めて、そういったことをやっていかないとやっぱり適正飼育の飼い主の育成 というのはなかなか難しいのかなとは思っておりますので、ご意見を参考にさせてい ただいて、今後いろいろ検討してまいりたいと思っております。

佐藤会長 ありがとうございます。仙台市では代表的な地域猫活動のグループというのはどの ぐらいいるのですか。

動物管理センター所長

広報できるようなグループというのは、実際に、進めていて、先ほどA町内会と書いたんですけれども、そのA町内会でもやっぱり広報することによって、まだエサやりさんが攻撃されたりとかすることもございますし、なかなか本当の意味での地域猫活動までいっていないというのが現状ではございまして、なかなかだからうまくいっていないし、今度公表すると、そこに猫を捨てられちゃうという町内会の方も多くあるわけで、うちでやっているというのは言わないでくださいというところもございますし、今時点でそんなにうまくいっているという褒められた状況ではないんですけれども、徐々に何かそういった話があれば進めていっているような状況ではあります。

細井戸委員

いいですか、それに関連して。恐らく今おっしゃったとおりだと思います。大阪市でも平成20年、ちょうど10年前1つから始め幾つかの区で試験的実施という形をとって、条件を満たす地域グループが申請する。申請するグループは不妊去勢手術を実施するにあたり、一頭5,000円の負担を持つ。こちらから助成する云々じゃなくて、先ず、そのグループの負担金を5,000円に決めるんですね。そして、大阪市の負担が、雄に対して5,000円と雌に対して8,000円。大阪市獣医師会が同じ5,000円と8,000円を負担するという形で、一括して市が地域で合意をとったところの猫を預かって動物病院に連れていって手術をするという方法で2年間実施しました。その結果、何とか動きそうだということで、正式な事業として全市での公募方式で5年ぐらいやりました。

そのときに、やはり地域によっては 5,000 円の負担は多いのでゼロにしてくれとか、様々な意見が出たときに、行政サイドでやっぱり周りの人との兼ね合いなどが検討され、それなりの負担はしてもらったほうがいいんじゃないかということで、今恐らく 2,500 円の負担をその地域の方がされて、大阪市が雄 7,500 円と雌 1 万 500 円を負担するという形で、そこのバランスは崩さずにやっているんですね。これは大阪市のホームページを見ていただくとわかりますが、明確に負担金額は幾らで、今お話しされていたように、フンの始末、食事のやり方、周りとの合意という形をとられたらこういうふうにしますと示されています。全市で年々増えある程度のめどが立っています。おっしゃられたように実施地域に捨てに来られるとか、周りの住民からいろいろ言われる、実施地域が目立ってしまうなどが問題になるので、公募にして多くの地域から自主的に手を挙げてもらうという形をとっているので、参考にしていただいたらと思います。

今、齊藤委員おっしゃったように、大学って割と地域猫活動が行われることが多いと思います。地元にある大阪市立大学や関西学院大学は兵庫県にありますが、知人がいてお手伝いをしたことがあります。やっぱりそのような場合に、どなたかに少しの額でも負担してもらうと、周りとの関係が混乱したり、個人の私費でやる、やらないという話になってしまい、結局は長く続かないと思います。何らかのルールを決められたらうまくいくんじゃないかなと思いました。

大阪市の事例を参考にして頂いて、避妊去勢費の幾らかを行政が助成するというのではなく、こういう金額を負担していただいて、こういう条件をクリアしていただければ街ねこ事業に参画できるというふうな切り口も違う形でおもしろいんじゃないか

	なと思います。
佐藤会長	そういう事例もありますので、モデルみたいな感じで紹介していただければ推進に
	少し貢献できるのではないかと思いますので、ご検討いただければと思います。
動物管理	貴重なご意見ありがとうございました。
センター	
所長	
佐藤会長	介在活動については、私も以前に受け入れた学校側の評価というものはないのかと
	いうことを言いましたが、その辺の依頼等はされていますでしょうか。
動物管理	AAEの効果検証は実施はしていないんですけれども、AAE終了後に全児童から
センター	感想文を送ってはもらっていて、そちらをエーキューブとうちのほうで情報共有はし
所長	ているところではあるのですが、活動前に何らかのアンケートや課題等を実施して、
	活動後に何らかの感想等の報告をいただいて、活動前後において変化を見られるかど
	うか確認する方法もあるようですけれども、学校側への負担の増加も考慮しなければ
	いけないので、負担が多いがゆえに参加を見送るということも予想されることもござ
	いまして、まずは動物ときちんと、ただ単なるふれあいじゃなくて、きちんと根拠を
	持ったというのもおかしいですけれども、ふれあいをしていただいて、現在のような
	事後の感想文を送っていただくという形式を今のところはとらせていただいてはいる
	ですが、また今後、やっぱり効果検証というのはしていかないと、事業的にはどんど
	んパワーアップというか、していかなきゃいけないものかとは思いますので、その辺
	のところはまた検討してまいりたいと思います。
佐藤会長	よろしくお願いいたします。
	ほかにございますか。
山口委員	介在活動のことですけれども、教育委員会とはどれぐらいのかかわりがあるんでし
	ょうか。この活動をするのに関して。
動物管理セ	教育委員会は介在活動の参加校を募集するにあたりまして、教育委員会に窓口とな
ンター	っていただいて、各学校長に声がけをしてもらうというところ、形式的なところのか
係長	かわりになっております。では実際にAAE活動の教育の本質、核心の部分で何か教
	育局と話をしているとかというところは今のところはございません。
山口委員	先ほど齊藤委員から、中学校、高校という、さらにパワーアップということをおっ
	しゃっていましたよね。小学校での介在活動だけでなく。だんだんそうなっていきま
	すと、もう少し教育委員会のほうにしっかりとかかわっていただかないとちょっと難
	しくなってくるのかなというふうには思います。そのためにはやはり検証は絶対必要
	なことになってくるとは思うんですね。ですから、私も最初かかわっていた奈良県の
	はうの子供たちへの教育も、奈良女子大のほうの教育の関係の先生とか、小学校長、
	中学校長も入った委員会を立ち上げて、事業の前と後のデータをとるとかをした上で
	今中学校のプログラムを開発したりという方向に、やはり検証すると次のステップア
	ップもできてくると思いますので、もう少し教育委員会の方にしっかりかかわってい
	ただきながら、特に道徳がかなり重要な授業の一環、そして評価もしなきゃならない
	というところになっているのであれば、そこをもう少しご協力くださいということで
	一緒にやっていけば、さらに発展していくのかなと思います。

	1
動物管理	ご助言ありがとうございます。また教育委員会との連携とか、またAAEに対する
センター	検証とかも今後検討してまいりたいと思います。どうもありがとうございました。
所長	
佐藤会長	よろしくお願いします。
	ほか、ございませんか。
山口委員	譲渡のほう、本当に皆さん、ボランティア団体の方々と一緒になられて頑張ってい
	らっしゃるんですが、譲渡でちょっとお聞きしたいのは、譲渡される子の年齢、ある
	程度、5歳、8歳、10歳となったときに、今までどれぐらい譲渡されているか、ちょ
	っと教えていただけますか。
動物管理	譲渡の、例えば犬とかの年齢が高いときとかの話ですよね。意外にうちのところで、
センター	犬、保護するのって少ないんですけれども、大体は返還されるようなところもあるん
所長	ですけれども、やっぱり老犬とかだと恐らく遺棄したのではないかとかという飼い主
	があらわれない場合もままあるんですけれども、大体ほとんどがもう譲渡できている
	ような状況にはなりますので、譲渡するときも結構厳しくチェックシートとかも書か
	せていただいて、それで反対にトラブルになっていろんなところに苦情が入ったりも
	するんですけれども、そういった厳しいチェックシートを抜けていってちゃんと譲渡
	も、結構、犬、年とっていても適正な方に譲渡はされているものと思っております。
佐藤会長	ありがとうございます。
	ほか、ございますか。よろしいですか。
	それでは、この31年度のアクションプラン案についても承認されたものといたしま
	す。ありがとうございました。
	続きまして、議事次第にのっとりますと、その他ですが、何かこの場で審議したい
	案件等ございましたらお願いいたします。
小野副会長	軽い話題なのであんまりあれなんですけれども、この一緒にいただいている中に「飼
	い主のいない猫にエサを与えている方へ」というチラシがあるじゃないですか。実は
	これ、なぜひっかかったかというと、「エサ」という単語にひっかかりました。自分の
	仕事上というんですか、学会の仕事をやり始めて10年ぐらい、自分の飼っている動物
	に対して「エサ」という言葉を使わないようにしましょうというようなことを実は決
	めたことがあります、自分らの学会で。要は「エサ」という言葉がいかにも動物、家
	畜、そういったものにつながるということで、この会は動物愛護協議会という会だと
	思いますし、そこになじまないという、そういう印象なんですね。自分自身が「エサ」
	という単語を使うかというと、多分本当に10年ぐらい使ったことないです。これは本
	当にそうです。動物病院に来た患者さんに、「エサ食べてますか」とは決して聞きませ
	ん。「ごはんを食べてますか」と聞きます。飼い主さんが何と答えるかというと「いや
	エサ食べてないですね」とか、そんなことはやっぱり言わないです。「ごはんを食べて
	ない」とか「食事してません」とか、そういうふうに答えます。要するに、実は「エ
	サ」という言葉は人と動物と、その関係の中においてはもうほぼ死語になりつつある
	と思っています。なので、このチラシの対象は飼い主のいない猫ですから、まあ野良
	猫というか、そういう意味ですよね。もしかしたら野生動物とか、あと昆虫とかだっ
	たら「エサ」と言ってもいいのかもしれないですけれども、恐らくもうちょっと身近
	にいるこういう動物に対しては多分「エサ」と言わないほうがいいんじゃないのかな

-	,
	と。例えば「食事」とか「食べ物」とか、そういう言い換えをしたほうが恐らくいい
	んじゃないかなと。そこの部分から本質的な意識って少し変わっていくと思うので、
	決して、動物を飼っていない人からしても邪魔な生き物とか邪魔な家畜とか、そうい
	うイメージを、やっぱりそういうところも払拭していったほうがいいだろうと思って
	います。なので、そんなことをちょっとたまたま感じました。なので、もしそんな感
	じでよろしければ、皆さんでやっていけばいいんじゃないかなと、そんな提案でござ
	います。
木村委員	私ども販売する側でも、「エサ」という言葉はもうほぼ死語ですね。我々は「フード」
	ないしは「ごはん」、大抵は「フード」という言葉を使うことが多いんですが、「エサ」
	という単語はもうほぼどこでも使っていないと思います、店舗では。
佐藤会長	いかがでしょうか。
動物管理	ちょっとそこまで考えていなかったんですけれども、今後ちょっといろいろ考えて
センター	いきたいと思います。どうもありがとうございます。
所長	
佐藤会長	「しつけ」はどうなんでしょうか。「しつけ」も虐待と連動しませんか。
小野副会長	「しつけ」という言葉ですか。言葉は別に、「しつけ」は大丈夫じゃないですか。
佐藤会長	使われていますか。
小野副会長	はい。
佐藤会長	「しつけ」というと、過剰な殴る蹴るも「しつけ」だと言ったりする場合も多いの
	で。盲導犬協会は今「しつけ」という用語を多分使っていないのじゃないかと思いま
	す。どうでしょう、それでは「エサ」についてはちょっとご検討いただければと思い
	ます。
	その他でございますか。
	それでは、なければこれで終わりたいと思います。議事が終了しましたけれども、
	今年度末で委員の任期が満了となります。ということで、現在の委員によります協議
	会は今回が最後となりますので、協議会を振り返りまして感想など、皆様、一言ずつ
	お願いしたいと思います。小野委員からよろしくお願いします。
小野副会長	前回初めて、今回2回目、出させていただきましたけれども、どちらかというと自
	分が何か言うというよりは諸先輩方といろんな別の仕事をやっている方のご意見を聞
	くことのほうがやっぱりすごく勉強になりましたので、そういう意味ではすごく為に
	なりました。自分は獣医師会を預かっている身なんですけれども、それもまた会員は
	開業医ばっかりだと何かと物事がうまくいかないことがたくさんある中で、いろんな
	こういう形で意見を聞くことで自分の中の発想なりなんなりを少しずつ研ぎ澄ませて
	いくというか、そういう場になっていて良かったかなと個人的には思っています。
	仙台市との関係がなかなかものすごく密接に協力し合っていくというところまで常
	にいっていればいいですけれども、うまくいくとき、一緒にやれるときもあれば、ち
	ょっと離れるときもあったりとか、そういう関係で今来ているんじゃないかなと思っ
	ていますけれども、そこも引き続きというか、さらにというか、いつもそうなんです
	けれども、うまく何でも協力してやっていければなと、それは強く思っています。な
	ので、ぜひとも今後ともよろしくお願いしたいなと、それは思っていますので、その
	ことだけはお伝えしておきたいなと思っていました。以上です。

佐藤会長

ありがとうございます。細井戸委員は今日が初めてですね。

細井戸委員

柴内の後任ということで参加させていただきました。日本動物病院協会でも約35年間、動物介在活動に取り組んできました。その成果を検証するあるいは社会学的な効果を証明するのは難しいなと感じておりました。ただ、やはり35年も続くということはそれなりに効果があり、社会ニーズもあるんだろうなとは思っております。今日、動物愛護協議会の中で動物介在活動に関する話が出たことは非常にうれしいなと感じました。

それと、私自身はやっぱり官民というか、我々の業界と行政の方が協力し合わない といけない時代ですし、そこに学が加わったときにいいものができると思っています。 そういう意味では、今日初めて参加させていただいて非常にバランスのいい委員構成 だなという感想を持ちました。

2011 年の東日本大震災の後、仙台市動物管理センターの方々の取り組みを身近に見させていただいて、日本における動物行政のモデルになるんではないかなと私自身は感じています。ここで経験したことを参考にして、日本動物病院協会の会長、あるいは大阪市獣医師会の会長をやっているときには、いろんな場面で引用させていただきました。先ほどは、何となくえらそうに意見を言わせてもらいましたが、実際にはこちらでやっていることを参考にして、大阪市行政と形づくりしたのが良かったなと思っています。

またご縁がありましたら今後もよろしくお願いいたします。

山口委員

私のほうは長年この委員会に携わらせていただいて、本当に随分自治体の方々も努力していただいて、この飼い主のいない猫対策も本当に一生懸命していただいて、状態が良くなったんだろうと、数字の上でも引き取りの頭数が激減していたりということで、それから官民の連携もボランティアさん、結構いろんな方が協力してくださっているということは本当に細井戸委員もおっしゃったように、これからはもう自治体だけ、あるいは民間だけというのではなくて、業界も自治体も、それこそ産官学とありますけれども、みんなが協力していかないとなかなか仙台市において人と動物が本当の意味で共生する社会をつくり上げることができないだろうというふうには思っているんですね。

ただ、その中で民間で十分できること、一緒にといっても許認可とか指導、勧告、 命令等、自治体の権限が必要なもの、自治体しかできないものはやはり自治体のほう で頑張っていただいて、それによって虐待された、あるいは不適切な飼育によって苦 しむ動物がなくなるように、また引き続き頑張っていただきたいなと思っています。

どんどん法律が変わっていって、なかなか職員が増えないということで、今回の議員連盟の中でも動物愛護センターの役割ということが入っていますけれども、あの中でもあまり公衆衛生上の問題のことは言われていないんですよね。それを見ると、どこの動物愛護センターも動物愛護のことはもちろん一生懸命やっていますけれども、同時に狂犬病対策とか公衆衛生上の問題もやらなきゃならない事業なんですよね。でもそこはちょっと議員さんたち、抜けているのかなと思うところはありました。ですので、議員さんの方々に、これだけのことを今とても手が足りなくても頑張っている自治体の方にさらにというときには絶対予算をつけてくれないとできませんよということはお願いしました。本当に国会議員がサポートしようと思ったらやっぱり動ける

体制をつくっていただかないとできない。ただ、私たちは動ける体制をつくった上で動いていないんだったら文句言いますけれども、やはりその体制づくりも大切な、こういう委員会での役目もそういう官民協働の体制も自治体が動ける体制をつくっていくことも必要なことなのかなと思いました。

これからも頑張っていただけたらなと思います。

齊藤委員

2年間お世話になりました。ありがとうございました。私も本当に専門外で、今は 生命理解教育ということに取り組んでいるんですけれども、もともと野生動物ですと か、今は家畜動物を対象とした生命理解教育ということに取り組んでいまして、若干 畑違いだったんですけれども、今センター所長でいらっしゃる小野寺さんとは、小野 寺さんが動物園にいたときからの長いおつき合いもありまして委員にならせていただ きました。ちょっと自分の専門のところと違いまして、動愛法では家畜動物も範囲に 入っているんですけれども、主に犬猫を対象とするさまざまな事業に取り組んでいら っしゃるということで、本当に今まで私の知らなかったようなことをたくさん勉強さ せていただきまして、大変いい経験をさせていただきました。

動物と共生するまちづくりということを考えたときには、本当に考えるときに何を 考えればいいのかなということだったんですけれども、犬猫の問題もそうなんですけ れども、生命というのをどういうふうに考えるべきなのかとか、それについて学ぶと いうことの中にこういうものが全て入ってくるのかなと考えるところもありまして、 何を対象に事業していくかという中で、本当に今目の前にある命をどう守るかという こととか、それを取り巻くいろいろな問題が起きている中で、たくさんの事業をされ て精力的に活動されているということは非常に感服いたしました。

それとともに、本当に人と動物が共生するまちづくりということを今後進めていく中では、本当にそれこそバランスなんですけれども、今やらなければいけないことと目指すものとの間で最も効率良くといいますか、しかし長期的な展望を忘れずに事業を進めていくということの難しさについて改めて考えさせられまして、自分自身にとっても大変いい経験になりましたので、本当にお役に立ちませんでしたけれども、本当にありがとうございました。今後のご活躍にもぜひ貢献、何かできることがあれば貢献させていただければと思っております。

木村委員

私ども販売する立場におきまして、犬猫を飼うことによって、その人が日々の生活が豊かになる、精神的にも、そういうことを思って販売しているわけですが、その先にある他人への迷惑ですとか、そういう部分を今後の販売時にもう少しきちんと説明をしていかなくちゃいけないのかなというのを、ここに来ていろいろご指摘いただいて、改めて思い直しました。

そういう部分でもう一度、私ども、私、今の仕事を始めて20年経ちますけれども、当時、今なくなったダイエー泉店というところで犬猫の販売、用品の販売、それから動物病院、それに訓練士と、多分日本で初めてこの3つそろったような店舗ができたと思うんですね。実際買われた方がその後のしつけ、訓練、あと動物病院、美容、それからいろんなフード、おやつから、しつけ用品から、そういうのをやってみて、これが一番いいんだということで進めてまいりました。結果、本当に良かったと思います。こういうことを今後も飼い主様の皆様に他人に迷惑をかけないような飼い方を私どもの業界としてまた推進してまいりたいと思います。この仙台のセンター所長、皆

	様、お疲れさまでございます。
佐藤会長	ありがとうございます。
	会長として、皆さんのご協力によって協議会が無事仕切れましたことに感謝申し上
	げております。
	私は畜産が専門なので、犬猫中心の動物愛護は専門外です。畜産と大学では動物を
	使った実験をやっていますが、これからの動物愛護法の改正を通じて、そういうとこ
	ろまで愛護行政は広がっていくものだろうと考えています。広がることで初めて動物
	愛護というものが一貫性を持ったものになっていくのだろうと感じながら、今回も携
	わらせて頂きました。愛護行政が辺縁的に拡大していく中でもまた協力させていただ
	けたらと思っております。これからますます動物愛護管理センターとか愛護行政とい
	うのは拡大していくと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。ご協力あり
	がとうございました。
	それでは、進行を事務局のほうにお返ししたいと思います。
動物管理	本日は円滑な協議会の運営に委員の皆様、ご協力いただきましてありがとうござい
センター	ました。
所長	本日ご承認いただきました平成 31 年度のアクションプランに基づいて、本市の動物
	愛護行政を進めてまいりたいと考えております。
	なお、委員の皆様におかれましては、今回が改選前の最後の協議会となります。平
	成31年度の協議会の開催について、委員改選後での実施となりますので、改めてご相
	談させていただきたいと思います。
	本日は長時間にわたり、ご議論いただきましてありがとうございました。
進行	以上をもちまして、第27回仙台市動物愛護協議会を閉会いたします。
	委員の皆様、本日は長い時間ありがとうございました。